



高速しが

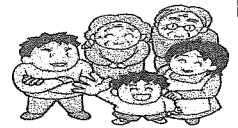
令和3年
(2021)
12月号

発行 滋賀県高速道路交通安全協議会・滋賀県高速道路交通警察隊

年末の交通安全県民運動

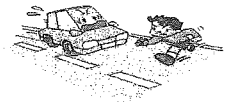
◇運動の期間：12月1日（水）～12月31日（金）まで

運動の重点



1 子どもと高齢者の交通事故防止と自転車の安全利用の推進

- ☆ 運転者の皆さんは、子どもや高齢者を見かけたら、徐行または一時停止するなどして、その行動に十分注意して運転しましょう。
- ☆ 家庭や地域では、子どもや高齢者に対して、安全な道路の横断や通行方法について一声かけ、地域全体で子どもと高齢者の事故を防止しましょう。



2 飲酒運転、妨害運転等の危険運転の根絶

- ☆ 飲酒運転による事故は、未だ後を絶ちません。飲酒運転を「しない・させない・許さない」環境づくりに努め、地域全体で飲酒運転を根絶させましょう。
- ☆ 妨害運転は重大な交通事故につながる悪質・危険な運転行為です。車間距離を保ち、無理な追い越しや割り込みは絶対にやめましょう。



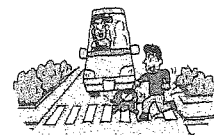
3 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ☆ 「車に乗ればシートベルト」という着用習慣を身に付けましょう。チャイルドシートは子どもの年齢や体格に応じて、正しく着用させましょう。
子どもの交通事故の多くは、自動車同乗中です。子どもの命を守るのは、保護者、家族など大人の責任です。正しく着用させ、大切な子どもの命を交通事故から守りましょう。



4 横断歩道利用者ファースト運動の推進

- ☆ 「横断歩道は歩行者優先」です。歩行者や自転車が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止しましょう。
- ☆ 道路を横断するときは、左右の安全確認をして、手を上げるなどして運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。



高速隊からのお願い

プロペラシャフトを轢過させた事故がありました。
安全点検をお願いします!!

1 事案概要等

(1) 事案A

発生日時 令和3年7月11日午後11時頃

発生場所 東近江市川合町先名神高速道路上り線

(2) 事案B

発生日時 令和3年10月5日午後0時40分頃

発生場所 大津市大江8丁目先京滋バイパス上り線

事案A、Bともに、本県の運送会社ではありませんが、事業用大型貨物自動車が高速度道路を走行中、車両のプロペラシャフトを落下させ、後続車が轢過（事案Aは8台、事案Bは1台）した交通事故が発生したものです。

2 お願い事項

今回の事案は通常落下する可能性が極めて低いプロペラシャフトが落下したもので、後続車が2輪車であった場合、乗り上げたりすれば転倒し重大な事故に発展する可能性があります。

車両部品の脱落を防止するために事業主、ドライバー、整備業者などの方々が共有の認識を持ち妥協することなく適正な安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

